

広島県告示第四百四十三号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川の名称

一級河川太田川水系指定区間猿猴川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和四年五月二十三日

三 廃川敷地等の位置

広島市南区西蟹屋一丁目二五七番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

四五・六〇平方メートル